



柴田町 育児ヘルプサービスのご案内



介助する者がいない等の理由により、育児や家事等の支援を必要とする産前、産後期の母親の家庭にホームヘルパーを派遣し、安心して育児や日常生活が営めるよう支援を行うサービスです。

利用対象

町内に居住し、在宅により日常生活をしている出産予定日4週間前（28日）から、産後8週（56日）以内の妊産婦で、昼間に、家事等の介助をしてくれる者がいない、又は多胎で出産する（出産した）妊産婦で、育児、家事等が困難である方

利用時間等

- 利用について：1乳児につき、40時間以内の派遣
1時間単位で派遣し、1回当たり2時間までを上限とし、1日2回までの派遣回数
- 時間帯：午前9時～午後6時（12月29日～1月3日を除く、月曜日～金曜日）
※ただし、訪問時において、留守であったり、在宅者が乳児のみとなる場合は、防犯上の理由により支援は行いません。

利用料金（1時間未満）

- ・市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯 0円
- ・所得税非課税世帯 300円
- ・その他の世帯 600円

サービスの内容

- ・乳児の沐浴介助及び育児支援
- ・食事の準備及び後片づけ
- ・居室等の掃除及び整理整頓
- ・衣類の洗濯
- ・生活必需品の買い物
- ・その他必要と認める支援



申請方法

利用を希望される方は、利用予定日の2か月くらい前までに子ども家庭課まで申請ください。

《必要書類》

- ・母子健康手帳の写し
- ・所得等を証明する書類
前年分の課税証明書（非課税の場合は非課税証明書（1月から6月までの間は前々年分）
生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書の写し

※サービス利用年の1月1日に、柴田町に住民登録がない方は、1月1日に、住民登録のあった市町村が発行する「課税（または非課税）証明書」が必要です。

【問い合わせ・申請窓口】柴田町役場 子ども家庭課 柴田町船岡中央2丁目3-45

電話 0224-55-2115 FAX 0224-55-4172 メールアドレス：children@town.shibata.miyagi.jp

